

1 開会

2 教育長挨拶

3 委員の紹介

4 委員長及び副委員長の選出

※委員の互選により，笠井氏を委員長，諏訪氏を副委員長に選任

5 議事

(1) 議題1 旭川市いじめ防止等対策委員会の運営方法等に関する取扱いについて

※事務局から説明

※委員長が対策委員会に諮り，可決

(2) 議題2 旭川市のいじめの状況及びいじめ防止の取組等について

※事務局から，平成30年度の旭川市のいじめの状況及びいじめ防止の取組について説明

(委員長)

・事務局の説明を受け，質問や取組の改善に向けた意見をいただきたい。

(委員)

・「いじめの態様」については，小学校において，「金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする」，「いやなことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする」の件数が中学校よりも多いことが意外に感じたが，どのような内容なのか。

(事務局)

・態様の「金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする」については，鉛筆や消しゴムにいたずらをされる行為などが報告されており，「いやなことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする」については，後ろから押されたり，足を引っ掛けられたりする行為などが報告されている。

(委員)

・学齢が上がるにつれて，態様の「パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷やいやなことをされる」に該当するいじめが増えることが危惧されるが，本市においては，旭川市中学校連盟生活部夏季研修会において生活・学習A c t サミットを実施しており，インターネットによるいじめ防止等の取組を進めていることが評価できる。

(委員)

・いじめの防止等について，専門の関係機関はどのように関わっているのか。

(事務局)

・学校いじめ防止基本方針に基づき，関係機関や保護者，地域等と連携して，いじめの防止等に関する取組を実施している。いじめの対処に当たっては，必要に応じて，

学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて対応するほか、事案によっては、警察や旭川児童相談所、旭川市子ども総合相談センター等と連携して対応することも考えられる。

（委員）

- ・生活・学習 A c t サミットに参加したが、素晴らしい取組だと感じた。「いじめ・非行防止強調月間」における各小・中学校の取組も効果的である。本市の取組やその成果について、家庭にはどのように伝えられているのか。

（事務局）

- ・学校からは、学校便りを配付したり、参観日の学年懇談の際に話したりして取組や成果について発信している。生活・学習 A c t サミットの取組については、市の広報誌「あさひばし」において市民にも周知している。

（委員）

- ・私は、市内小学校に在籍する児童の保護者でもあるが、小学生のいる家庭には、情報が十分伝わってきていないと感じている。小学生の保護者への周知について、検討してほしい。

（委員）

- ・過去に実際にあったケースとして、加害者となった生徒に対して、その保護者が過度な指導を行った結果、そのことを加害生徒から聞いた第三者の生徒が「被害生徒がいじめを訴えたために加害生徒がつらい目にあった」と被害生徒を責め立てる事例があった。いじめの加害者となった児童生徒の心のケアや、指導後のサポートも重視するよう学校に指導してほしい。

（委員長）

- ・平成31年3月に旭川市教育委員会から示された「学校いじめ防止基本方針策定の指針」に基づき、各学校の学校いじめ防止基本方針が改訂された。その結果、各学校におけるいじめの実情及び目標が具体的に記載されるようになったことは、大いに評価できる。まもなく初年度の1年間が経過するため、目標の実現状況とその手立てを明らかにすることが重要であると考え。数値目標だけでなく、どのような取組が成果につながったのかを振り返り、2年目以降も積み重ねることで、P D C A サイクルが機能する。また、児童生徒版の学校いじめ防止基本方針は、他の市町村には見られない本市の素晴らしい取組である。

（委員）

- ・学校いじめ防止基本方針は、家庭にも配付されているのか。

（事務局）

- ・資料を家庭に配付するとともに、学校のホームページにも掲載するなどして、各学校において周知を図っている。

（委員）

- ・これらの取組を児童生徒の今後の成長にどう生かしていくかが大切である。いじめを認知・解消して終わりではなく、被害児童生徒及び加害児童生徒の双方の成長につながることを期待している。

(事務局)

- ・学校と十分に連携を取り，全ての児童生徒の成長につながる対応となるよう働きかけていく。

(3) 議題3 重大事態発生時における旭川市いじめ防止等対策委員会の対応について

※事務局から，重大事態発生時の対応について説明

(委員長)

- ・児童生徒が不幸にして亡くなった場合も含め，いじめの重大事態が発生した場合は，学校いじめ対策組織で調査することもある。しかし，さらに詳細な調査が必要であれば，いじめ防止等対策委員会が調査することになる。また，初めから，いじめ防止等対策委員会に調査が依頼されることもある。その際，聞き取り調査やアンケート調査には大変時間がかかるため，調査等の業務については可能な限り事務局に手伝っていただき，委員は分析や協議を中心に担えるよう御協力いただくことになる。

(委員)

- ・事実関係を調査するのは当然のことと思うが，児童生徒の生育歴や事態の背景についても調査することになるのか。

(事務局)

- ・児童生徒の生育歴や事態の背景についても調査する場合はあると考える。また，被害児童生徒の保護者が，学校や教育委員会ではなく，第三者による調査を希望する場合には，対策委員の方々に調査を担っていただくこともあるため，御承知いただきたい。

(委員)

- ・児童相談所や医療機関からの情報が必要な場合にはどうするのか。

(事務局)

- ・対策委員会の協議において，どのような情報をどこから収集する必要があるのか等の調査方針を決定していただき，その方針に基づいて，教育委員会が関係機関と連携を図り，情報提供を求めることになる。

(委員)

- ・強制力はないのか。

(事務局)

- ・そのとおりである。したがって，場合によっては，情報を得られないこともある。

(委員長)

- ・対応方針を対策委員会で協議し，被害児童生徒の保護者にその方針を丁寧に説明して，保護者との信頼関係を構築する必要がある。その一方で，第三者性も確保する必要がある。

(事務局)

- ・調査を行う場合には，まず，学校が調べている情報を基にすることになる。対策委員には，その情報について，真偽を精査したり，確認したりしていただくことになる。

(委員)

- ・いじめにより不登校となった児童生徒がいた場合，学校がその原因を把握できていなければ，いじめの重大事態として学校から教育委員会に報告されないことが想定され

る。そのようなケースについては、どう考えているか。

(事務局)

- ・教育委員会としては、いじめと不登校を一体的に捉えており、学校とも考え方を共有している。不登校の原因がいじめかどうかは、いじめの定義に照らし合わせて確認することになるが、学校は、不登校の児童生徒や保護者の話を十分に聞き、児童生徒の人間関係等の状況も踏まえて、いじめが原因となった不登校かどうか慎重に判断するようにしている。

(委員)

- ・不登校の児童生徒には、不登校の初期段階だけでなく、定期的にいじめの有無を確認するようにしてほしい。

(事務局)

- ・学校は、児童生徒が休み始めた最初の3日間、毎日状況を確認するようにしている。委員のおっしゃるように、初期段階だけで判断することなく、丁寧に対応することを学校に引き続き求めていく。

(委員長)

- ・今後、不登校の原因について、事実とは相違があっても、いじめであると主張する保護者が出てくることが考えられる。さらに、調査の結果、いじめが原因ではないと説明しても、保護者が納得しない場合もあり得る。そういう場合は、非常に難しい対応を迫られることもある。
- ・重大事態発生時の対応のイメージは、概ね共通理解できたかと思うがいかがか。

(委員)

- ・イメージをもつことはできたが、実際に発生したとき、具体的にどう動けば良いかまでは十分に把握できていない。他市における対応の記録など、参考になるものはあるか。

(委員長)

- ・大津市の記録が参考になると思う。ホームページからダウンロードが可能である。実際の動きとしては、弁護士と大学教員が中心となって動き、分析や考察の際に他の委員から意見を述べていただくような形式になるのではないか。

(事務局)

- ・事案によって対処の仕方は変わるので、対策委員会で方針を決める際に御検討いただくことになる。
- ・次回の対策委員会の際、参考となる資料を事務局で用意する。

## 6 事務連絡